



# 国際交流・協力ボランティアバンク



「国際交流・協力ボランティアバンク」とは？

ボランティア活動をしたい方にボランティアバンクへご登録いただき、ボランティアの支援を求める方の情報をお知らせして、ボランティア活動に参加いただく仕組みです。  
ご紹介するボランティアの内容は、通訳など国際交流に関するものです。

## Q どんな活動がありますか？

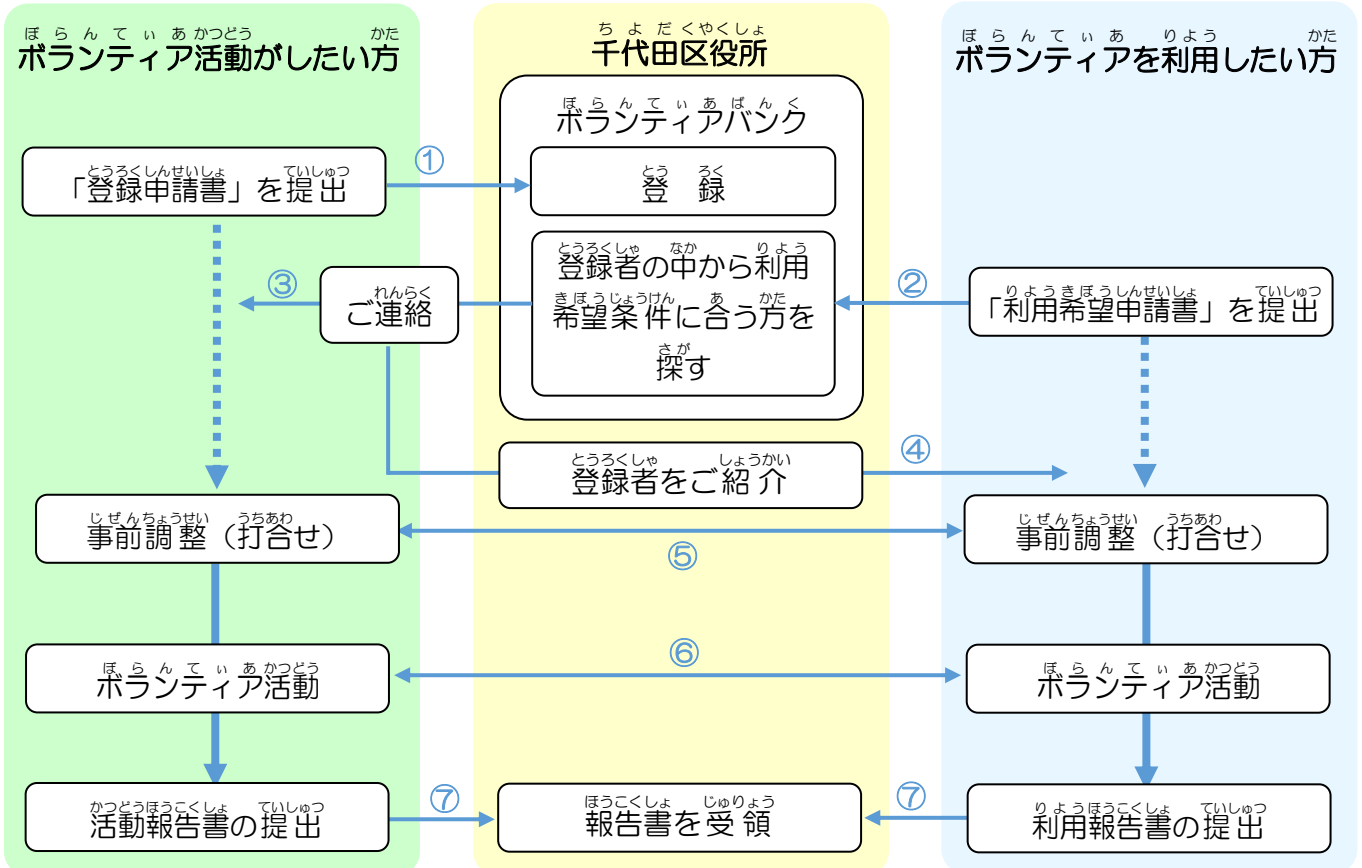
通訳、日本語学習の支援、ガイド、イベントのお手伝いなど、活動内容はさまざまです。外国語が得意でなくてもできるボランティアもあります。

(これまでの活動例) 大学での通訳ガイド講座、保護者と学校との三者面談通訳、施設見学ツアーの通訳、日本語学習の補助 など



## ご利用方法

ボランティア活動までの流れをご説明します。





## ボランティア活動がしたい方

- 「ボランティア登録申請書」を区役所へ提出します。
- 千代田区役所 6階 国際平和・男女平等 人権課の窓口へお越しください。

## ボランティアを利用したい方

- 「ボランティア利用申請書」を区役所へ提出します。
- 千代田区役所 6階 国際平和・男女平等 人権課の窓口へお越しいただくか、郵便、ファクス、メールでお送りください。

## 注意事項

- ・ボランティア活動は、千代田区内で行ってください。
- ・営利目的の活動や、特定の政治や宗教に関わる活動には、ボランティアを利用することはできません。
- ・ボランティアバンクへの登録や、ボランティアの利用には、お金はかかりません。ボランティア活動は、無料で行ってください。
- ・なお、交通費・入場料が発生する場合、ボランティアを利用する方がお支払いください。

## もっとボランティア活動がしたい方

利用希望者が少なかったり、利用希望条件に当てはまらなかったりすると、なかなかご紹介できない場合があります。そのような時は、下記のボランティアセンターも併せてご利用ください。

### ちよだボランティアセンター（千代田区社会福祉協議会）

その他のボランティアの紹介や、ボランティアについての講座などを受けられます。

「ボランティア保険」や「行事保険」への加入手続きも、こちらから可能です。

〒102-0074 千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ4階

☎03-6265-6522

受付時間：平日および土曜日 8:30～17:15

※訪問される場合は事前にご連絡ください。

## よくあるご質問 (Q&A)

### ■ ボランティアバンクの登録・利用について

【Q1】 ボランティアバンクには、誰でも登録/利用できますか？

【A1】 はい。どなたでも登録/利用できます。ただし、営利目的や特定の宗教の普及、特定の政党を支持するための活動はできません。

【Q2】 ボランティアバンクへの登録方法を教えてください。

【A2】 区役所窓口へ「登録申請書」をご提出ください。(15分程度かかります。)

提出場所	区役所6階の国際平和・男女平等 인권課の窓口
提出方法	窓口で申請書にご記入いただくか、区ホームページからダウンロードして直接持参
受付時間	平日8時30分～17時00分まで (事前にご連絡ください。)

※記載事項等によってはご登録いただけない場合があります。

【Q3】 ボランティアバンクの利用方法を教えてください。

【A3】 ① 「利用希望申請書」をご提出ください。

提出方法	<u>窓口へ持参・郵送・メール・FAX</u> (送付先は下記「申請先」参照) 申請書は、区ホームページからダウンロードできます。
受付時間	窓口は、平日8時30分～17時00分まで (事前にご連絡ください。) 郵送・メール・FAXは、随時受付

※記載事項等によってはご利用いただけない場合があります。

➡ ② 区がボランティアの方をご紹介します。(2週間程度かかります。申請はお早めに。)

①の利用希望条件に当てはまる方を探して、お名前やご連絡先をお伝えします。

➡ ③ ボランティアの方と連絡を取ります。

電話やメールで連絡を取り、活動内容を詳しく確認します。

【Q4】 ボランティアバンクへの登録/利用に費用はかかりますか？

【A4】 費用はかかりません。ボランティア活動は無料で行ってください。ただし、活動にかかる費用 (交通費・入場料など) は、利用者が負担してください。

【Q5】 ボランティアバンクの登録期限はありますか？

【A5】 はい。あります。登録期間は、登録した年度を含め3年度間です。

【Q6】 登録期間を更新することはできますか？

【A6】 はい。できます。登録期限の1か月前頃に、登録者あてに登録継続のご案内を送付しますので、ご返送をお願いします。

## ■ ボランティア活動について

【Q7】 ボランティアバンクに登録した内容の変更はできますか？

【A7】 はい。できます。まずは電話にてお問い合わせください。現在の登録情報が記載された申請書を送付いたしますので、赤字で修正し、ご返送ください。（窓口にご直接お越しいただいてもお手続きできます。）

【Q8】 ボランティア活動をしていて、トラブルが起きた場合にはどうすればいいのですか？

【Q8】 当事者間で解決していただくのが原則ですが、お困りの場合は区へご相談ください。また、ボランティア活動中や、ボランティア団体等が主催する行事参加中での、様々な事故によるケガや損害賠償責任を補償する保険があります。保険の対象となる活動や加入方法については、東京都社会福祉協議会のパンフレットをご覧ください。

【Q9】 活動場所は、千代田区内でないといけないのですか？

【A9】 原則千代田区内で活動してください。例外的に区外での活動を希望される場合は、申請の前にご相談ください。

【Q10】 活動終了後、報告は必要ですか？

【A10】 ① 登録者：活動した日から10日以内に「活動報告書」をご提出ください。  
② 利用者：利用した日から10日以内に「利用報告書」をご提出ください。  
※ 提出方法：窓口持参・郵送・メール・FAXのいずれか  
提出先：下記「お問合せ・申請先」へ

## お問合せ・申請先

千代田区役所 国際平和・男女平等 人権課 国際平和担当

■ 〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1 6階

■ 電話番号：03-5211-4165（直通） / FAX：03-3264-1466

■ メールアドレス：kokusaidanjo@city.chiyoda.lg.jp

（件名に「ボランティアバンク」と入れてください。）

■ 区ホームページ：https://www.city.chiyoda.lg.jp（「ボランティアバンク」で検索してください♪）